

庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和8年2月4日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げる場合を除くほか、任命権者が定める場合

2 前項の規定により、職務に専念する義務を免除された職員は、その承認された事項に専念するものとし、その期間中は、地方公務員法又は条例に定める場合を除いては有給とする。

3 任命権者は、前項の職員について、第1項各号の事由に違反を生じ、又は承認の必要がないと認めるに至ったときは、その職員を速やかに職務に復帰させなければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。